桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター

運転管理業務委託

入札説明書

京都府流域下水道事務所

目 次

1	委託の概要	
	1.1 委託名称	1
	1.2 委託実施場所	1
	1.3 施設概要	1
	1.4 委託内容	1
2	入札に参加することができない者	2
3	入札に参加する者に必要な資格	2
	3.1 単体業者の要件	2
	3.2 共同企業体の要件	5
	3.3 共同企業体の代表者及びその他の構成員全てに必要な要件	6
	3.4 共同企業体の代表者に必要な要件	
	3.5 共同企業体のその他の構成員の要件	6
	3.6 配置予定技術者	6
4	一般競争入札参加資格確認申請時の提出書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 7
	入札手続等	
	5.1 配布資料の入手方法等	9
	5.2 入札参加資格の確認	. 10
	5.3 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	. 11
	5.4 配布資料及び設計図書に関する質問回答	
	5.5 入札手続	
	5.6 入札等スケジュール	
	5.7 入札保証金	
	5.8 違約金	
	5.9 落札者の決定方法	
6	委託の実施に関する事項	. 17
	6.1 総括責任者等の選任	. 17
	6.2 業務の再委託等	
	6.3 委託の継続が困難となった場合の措置	
	6.4 契約に基づく委託の実施状況の監視	
	6.5 危機管理対応	
	6.6 支払手続	
7	契約に関する事項	
	7.1 契約保証金	
	7.2 契約書の作成	
8	その他	
_		

参考資料

確認申請書様式

1委託の概要

1.1 委託名称

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター運転管理業務委託

1.2 委託実施場所

・洛西浄化センター

長岡京市勝竜寺樋ノ口1ほか

・その他 域内の場外幹線管量計 12箇所

1.3 施設概要

流域下水道名	桂川右岸流域下水道
主な対象施設	洛西浄化センター
施設能力	全体計画: 211,000m³/日
	施設能力: 191,500m³/日
排除方法	分流式
	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過
処理方法	凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法+急速ろ過

1.4 委託内容

(1) 契約期間及び業務期間

契約期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

なお、入札を行った日から平成29年3月31日までの期間は、業務開始準備期間とし、落札予定者は自己の負担により、現在の施設の運転管理業務受託者(以下「既受託者」という。)から業務の実施に支障を来たさない範囲内において、引継を受けることができる。また、落札予定者は引継を受けるにつき、委託者又は既受託者を含む第三者に及ぼした損害について、委託者又は当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならない。

(2)業務内容

受託者が実施する本委託の業務内容は、以下のとおりとする。また本書末に業務範囲図 を示す。なお、具体的な内容については、共通仕様書に示すものとする。

- 運転操作業務
- · 保守·管理業務

- 水質管理及び水質試験業務
- 施設管理業務
- 物品等調達業務等

2 入札に参加することができない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

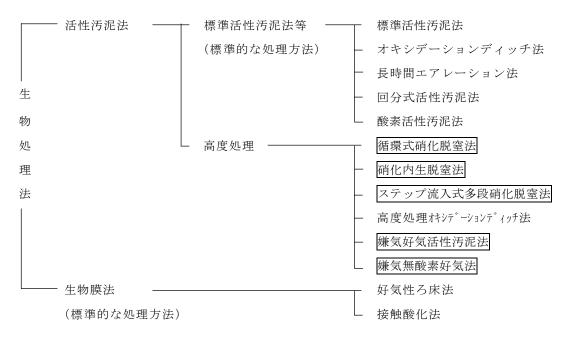
3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、単体業者(1社のみで入札に参加しようとする者をいう。 以下同じ。)にあっては3.1節の要件を、共同企業体にあっては3.2節から3.5節までの要件を 満たさなければならない。

3.1 単体業者の要件

(1) 地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんをしている団体(海外の場合は、同種の公的機関をいう。以下同じ。)に係る活性汚泥法による下水処理能力水量(日最大水量をいう。)が1日当たり10万立方メートル以上の下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場(以下「終末処理場」という。海外の場合は、同種の施設をいう。以下同じ。)において、水処理施設と濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設とを併せた一連の運転管理業務について、下水道法に規定する高度処理(一部高度処理を含み、高度処理オキシデーションディッチ法を除く。以下同じ。下記の「下水処理に係る生物処理法の分類」で四角囲みした処理法に相当。)による元請けとして平成18年4月1日以降に2年連続した同一の終末処理場での契約履行実績を有する者であること。





(出典「下水道施設計画・設計指針と解説」)

(2) 緊急時の初期対応として、おおむね1時間以内に応急復旧を開始する体制を確保することができる者であること。

なお、おおむね1時間以内に応急復旧を開始する体制とは、洛西浄化センターでの 緊急時に、通常の交通手段(車や鉄道など)を用いておおむね1時間以内に緊急事態 に対処できる職員を必要な人数だけ派遣できる場所(上下水道処理に関する業務を行 っている場所、営業所等)に、受託者の技能及び技術職員等複数名が恒常的に確保出 来ていることをいう。

(3) 総括者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3各号に定める資格を有する技術者(以下「総括責任者」という。)を業務場所に専任で配置することができる者であること。

なお、総括責任者は、3.6節の(1)に定める実務経験を有すること。

(4) 総括者の補佐として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法施行令第 15条の3各号に定める資格を有する技術者(以下「副総括責任者」という。)を業務場 所に専任で2名以上配置することができる者であること。

また、副総括責任者は、3.6節の(2)に定める実務経験を有すること。

- (5) 主任(担当業務の責任者)として、自社と直接的な雇用関係のある者を業務場所に 専任で3名以上(うち運転操作業務で2名以上)配置することができる者であること。 また、主任は、3.6節の(3)に定める実務経験を有すること。
- (6) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号。以下「登録 規程」という。)の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管 理業者登録簿に登録されていること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者で、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (8) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、委託者の工事等契約に係る指名停止等の措置要領及び物品買入等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。これらの措置要領の適用を受ける有資格者でない者については、それらの措置要件に該当する事実がない、又は事実発生後それぞれの期間を経過している者であること。
- (9) 確認申請書を提出するときに、府税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (10) 確認申請書を提出するまでに委託者が発注した建設工事等に関係する債務を遅滞していないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。(以下「法」という。))第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力 団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は

積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (12) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅か すおそれのある団体に属する者でないこと。
- (13) 本入札の日前2年間に国、地方公共団体その他の公的団体が発注を行った業務のうち、下水道施設、上水道施設、ごみ焼却施設、ダム施設、用水管理施設又はポンプ場の運転管理業務又は保全管理業務において、次のいずれかに該当すると認められる者でないこと。
 - ア 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - エ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - オ 落札決定後に契約締結を辞退した者(その者の責めに帰すべき事由において当 該契約締結の辞退をしたと認められる者に限る。)
 - カ 契約を解除した者(その者の責めに帰すべき事由において当該契約を解除した と認められる者に限る。)
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約 の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3.2 共同企業体の要件

- (1) 共同企業体は、代表者及びその他の構成員の2者又は3者により自主的に結成されたものであること。
- (2) 代表者及びその他の構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30パーセント以上、 3者の場合はそれぞれ20パーセント以上であること。
- (3) 代表者及びその他の構成員のいずれかが3.1節の(2)の要件を満たす者であること。

3.3 共同企業体の代表者及びその他の構成員全てに必要な要件

3.1節の(6)~(13)までに同じ。

3.4 共同企業体の代表者に必要な要件

- (1) 3.1節の(1)及び(3)の要件を満たすこと。
- (2) 3.1節の(4)に記載する資格及び実務経験を有する副総括責任者を、業務場所に専 任で1名以上配置することができる者であること。
- (3) 3.1節の(5)に記載する実務経験を有する主任を、業務場所に専任で1名以上配置することができる者であること。
- (4) 出資比率が3.2節の(2)のその他の構成員の出資比率を下回らないこと。

3.5 共同企業体のその他の構成員の要件

- (1) 地方自治体又は地方自治体が出資若しくは出えんをしている団体に係る標準活性汚泥法と同等以上の方法による下水道法第2条第6号に規定する終末処理場において、水処理施設又は濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設の運転管理業務について、元請けとして平成18年4月1日以降に2年連続した同一の終末処理場での契約履行実績を有する者であること。
- (2) 3.4節の(2)及び(3)の要件を満たすこと。

3.6 配置予定技術者

- (1) 総括責任者
 - ア 終末処理場における維持管理業務の全体の責任者として、職務総括の管理能力がある者であること。
 - イ 下水道法施行令第15条の3各号に規定する資格を有する者であること。
 - ウ 高度処理の終末処理場の維持管理業務における総括者の実務を1年以上又は3.1節の (4)に定める副総括責任者の実務を2年以上経験した者で、下水道処理施設維持管 理業務(保守点検及び運転操作・監視等の業務)に10年以上(そのうち5年以上は 下水処理能力水量が1日当たり10万立方メートル以上の処理施設)の実務経験を有 する者であること。
- (2) 副総括責任者

- ア 総括責任者を補佐し、又は代行ができ、担当業務の責任者として的確な判断ができる管理能力がある者であること。
- イ 下水道法施行令第15条の3各号に規定する資格を有する者であること。
- ウ 高度処理の終末処理場の維持管理業務における副総括責任者の実務を1年以上又は 3.1節の(5)に定める主任の実務を2年以上経験した者で、下水道処理施設維持管理 業務(保守点検及び運転操作・監視等の業務)に7年以上(そのうち4年以上は下水 処理能力水量が1日当たり10万立方メートル以上の処理施設)の実務経験を有する 者であること。
- エ 共同企業体のその他の構成員から配置される者にあっては、前項の「高度処理の終末処理場の維持管理業務」を「標準活性汚泥法と同等以上の方法による終末処理場の維持管理業務」に、「7年以上(そのうち4年以上は下水処理能力水量が1日あたり10万立方メートル以上の処理施設)」を「7年以上」と読み替える。

(3) 主任

- ア 担当業務の責任者として高度な技術を有し、又、業務の専門職として主体的に業務を遂 行する管理能力がある者であること。
- イ 高度処理の下水道処理施設維持管理業務(保守点検及び運転操作・監視等の業務)に 5年以上(そのうち3年以上は下水処理能力水量が1日当たり10万立方メートル以 上の処理施設)の実務経験を有する者であること。
- ウ 共同企業体のその他の構成員から配置される者にあっては、前項の「高度処理の終末 処理場の維持管理業務」を「標準活性汚泥法と同等以上の方法による終末処理場の維 持管理業務」に、「5年以上(そのうち3年以上は下水処理能力水量が1日あたり10万 立方メートル以上の処理施設)」を「5年以上」と読み替える。

4 一般競争入札参加資格確認申請時の提出書類

一般競争入札参加資格確認申請時の提出書類(以下「確認申請書等」という。)は次のとおりとする。ただし、単体業者にあっては、(6)及び(7)の提出は不要である。

また、共同企業体の申請に当たっては、当該共同企業体の代表者が、構成員に係る書類をと

- りまとめて提出すること。
 - (1)一般競争入札参加資格確認申請書 (別記様式1)
 - (2)登録規程の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登 録簿への登録証明書(1年以内のものであって、直近のもの)
 - (3) 同種業務の受託実績調書 (別記様式2)
 - 3.1節又は3.4節及び3.5節に掲げる資格があることを判断できる同種業務の受託実績を少なくとも1件、別記様式2に記載すること。
 - (4) 配置予定技術者調書(別記様式3)
 - 3.6節に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種業務の従事経験を**別記様式3**に記載すること。この場合において、配置予定技術者として、入札参加資格確認申請時に配置予定者が特定できない場合には、3.6節に掲げる配置予定技術者の区分に応じて、それぞれ最低配置人数以上を記入することができる(その場合、予備候補者であることが判別できるように付記すること)が、その場合は、すべての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、業務実施に当たって配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、一般競争入札参加資格確認申請の日以前に 3箇月以上の雇用関係があることをいう。

(5) 契約書等の写し

- (3)の同種業務の受託実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。
- また、(4)の配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し、自社と直接的かつ 恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し及び配置予定技術者の経 験として記載した業務に従事したことを確認できる書類(技術者の氏名等が記載されたも の)を提出すること。
- (6) 共同企業体にあっては、共同企業体協定書の写し
- (7) 共同企業体にあっては、共同企業体委任状

- (8) 府税の納税証明書又は滯納がないことを示す書類
 - ※ 府税納税義務のある者は、発行後3箇月以内の府税納税証明書を、京都府内に営業所 がない者は、京都府税については、納税義務がない旨の証明書を府税事務所等で交付を 受けること。(写し不可)
- (9) 法人にあっては、登記事項証明書(発行後3箇月以内のもので、現在効力がある事項 が記された全部事項証明書とする。)及び定款(いずれも写し可)
- (10) 営業所一覧表(別記様式4)

(あわせて緊急時の初期対応拠点となる場所及び業務内容も記載した緊急時対応確認一 覧表(別記様式5) もあわせて提出すること。)

- (11) 消費税及び地方消費税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類 (写し可)
- ※ 消費税及び地方消費税の納税証明書の書式は、書式その3 (請求税目単位の証明)、 書式その3の2 (申告所得税と消費税及び地方消費税の証明)又は書式その3の3 (法 人税と消費税及び地方消費税の証明)のいずれかとし、発行後3箇月以内のものとする。
- (12) 取引使用印鑑届 (別記様式6)
- (13) 法人にあっては、財務諸表(直近決算のもの、貸借対照表及び損益計算書)
- (14) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
- (15) 3.1節 (7)、(8) 及び(10) から(13) までに該当することを証する書類 (別記様式7の誓約書の提出でも可。)

5入札手続等

- 5.1 配布資料の入手方法等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所総務室

電話番号 (075)954-1877

ファクシミリ番号 (075)955-2224

(2)入札説明書等の入手方法

原則として、5.6節に示す配布期間に、契約条項を示す場所へ問い合わせ(京都府流域下 水道事務所のホームページからのダウンロードも含む)の上、入手すること。

(3)設計図書の閲覧

設計図書の全部については、5.6節に示す閲覧期間に、契約条項を示す場所で閲覧することができ、一部、京都府流域下水道事務所のホームページからのダウンロードもできる。 設計図書とは、委託額を積算するために作成した図書を指す。

なお、設計図書の全部の入手を希望する場合は、契約条項を示す場所に問い合わせること。

本委託の対象施設・設備に係る開示資料については、5.6節に示す閲覧期間に、契約条項 を示す場所で閲覧することができる。

5.2 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者(以下「入札希望者」という。)は、確認申請書等を次のとおり 提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1)提出方法

入札希望者は、5.6節に示す受付期間内に、5.1節の(1)の提出書類を契約条項を示す場所に持参又は郵送すること。

なお、郵送する場合は、受付期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

(2)提出書類

提出書類については、「4一般競争入札参加資格確認申請時の提出書類」に示すとおりとする。

(3)参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、桂川右岸流域下水道洛西浄化センター運転管理業務委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

(5)参加資格の有効期限

資格審査の有効期間は、(4)による資格審査の結果を通知した日から平成29年3月31日

までとする。

(6) 申請書記載事項の変更

申請書を提出した者((3)の名簿に登載されなかった者を除く。)は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格確認申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- ア 商号又は名称
- イ 法人の所在地
- ウ 営業所の名称又は所在地
- エ 法人にあっては、代表者の氏名又は権限を受任された営業所長等の職氏名
- 才 取引使用印鑑

(7)参加資格の取消し

ア 入札参加者(共同企業体にあってはその構成員)が確認申請書等の提出日から落札 者の決定までの間に3に掲げる要件のいずれかを欠くこととなった場合は、当該入札 参加者の入札を取り消す。

イ アにより参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、 その者に通知する。

(8) その他

- ア 確認申請書等の作成等に要する費用は、入札希望者の負担とし、提出された書類は返 却しない。
- イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。
- ウ 提出された書類は、委託者において無断使用することはない。
- エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、委託者の指名 停止措置を行うことがある。

5.3 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、委託者に対して、入札参加資格がないと認めた理由 (欠格理由) について、任意の様式による書面を5.6節に示す欠格理由の説明の申込期限の午後4時までに持参で契約事項を示す場所へ提出した場合に限り、説明を求めることができる。 (郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものは受け付けない。)

なお、説明を求められた場合は、5.6節に示す期日に、説明を求めた者に対して書面により 回答する。

5.4 配布資料及び設計図書に関する質問回答

- ア 質問については、質疑書 (別記様式8) に要点を簡潔かつ明確に記載し、5.6節に示す 期限までに、ファクシミリで契約条項を示す場所へ提出すること。 (郵送、電子メール 又は持参によるものは受け付けない。)
- イ 回答については、配布資料(確認申請書等、入札説明書等をいう。以下同じ。)に関する質問、設計図書に関する質問にともに5.6節に示す日に京都府流域下水道事務所のホームページに掲載する。

5.5 入札手続

(1)入札及び開札の日時、場所等

ア 日時:平成29年3月3日(金)午後1時30分

イ 場所:京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所2階入札室

(2)入札の方法

- ア 入札者は、(1) アに示す日時に、(1) イに示す場所へ入札書 (別記様式9) 及び 委託費内訳書を持参するものとする。電送による入札は認めない。
- イ 入札書を代理人名で提出するときは、委任状 (別記様式10) を提出すること。さらに、 入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人 の氏名を記載して、押印 (外国人の署名を含む。以下同じ。) をすること。
- ウ 入札書は、京都府流域下水道事務所長あてとし、開札日、業務名及び入札書が在中している旨を朱書きした入札用封筒に入れる。
- エ 「入札書」と朱書きした入札用封筒には、入札書及び資格確認通知書の写しを入れ、 封印等の処理をする。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。

- オー提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。
- カ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を

執行する。

キ 入札回数は、2回までとする。

(3) 郵便による入札の方法

- ア 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等
 - (ア) 受領期限:平成29年3月2日(木)午後4時まで
 - (イ)提出先:〒617-0836 京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所長

- イ 入札書の郵送・収受その他入札に付するまでの取扱いは、次によるものとする。
 - (ア) 入札書は、(2) ウにより作成する。
 - (イ)入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、業務名及び入札書及び再度入札書が 在中している旨を朱書きし、京都府流域下水道事務所長あての親展とする。
 - (ウ)表封筒の中には、「入札書」と朱書きした中封筒、「委託費内訳書」と朱書きし た中封筒を入れる。
 - (エ)「入札書」と朱書きした中封筒には、入札書及び資格確認通知書の写しを入れ、 封印等の処理をする。
 - (オ)「委託費内訳書」と朱書きした中封筒には、委託費内訳書を入れ、封印等の処理 をする。
 - (カ)入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封すること。ただし、 当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。
 - (キ) (6) に規定する再度入札を行う場合には、再度入札に対する入札書を入れた封 筒(封印し、封筒に「再度入札書在中」と記載したもの)を当初の入札書を入れた 封筒に同封して郵送している者のみが、再度入札に参加できるものとする。
 - (ク) 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

(4)入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記

載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××,000円」とする。間違って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(5)委託費内訳書

- ア 入札書の提出に併せ、委託費内訳書を提出すること。
- イ 委託費内訳書の業務価格 (消費税及び地方消費税相当額を除く合計金額) は、入札書 に記載する金額に一致させること。
- ウ 委託費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書の項目に一致させること。 なお、委託費内訳書の表紙には、業務名、業務番号及び商号(名称)のみを記載すること。
- エ 委託費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義 務を生じるものではない。
- オ (6) に規定する再度入札を行う場合は、委託費内訳書の提出を要しない。

(6) 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。 ただし、当初入札において、無効又は失格の入札をした者は、再度入札に参加すること ができない。

(7)入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- a 2及び3に掲げる資格のない者の行った入札
- b 確認申請書等を提出しなかった者の行った入札
- c 確認申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- d 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の行った入札
- e 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札
- f 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である 者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加す る者に必要な資格のない者の行った入札

- g 金額を訂正した又は金額を特定することができない入札書で入札した者の行った入札
- h 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定 することができない入札書(封筒を含む。)で入札した者の行った入札
- i 開札時点において有効な委託費内訳書を提出していない者の行った入札(再度入札の場合を除く。)
- j 他人の氏名又は他の商号が記載された委託費内訳書を提示し、又は提出した者の行った入札
- k 入札金額と異なる委託費内訳書の合計金額(消費税及び地方消費税相当額を含まない額)を提示、又は提出した者の行った入札

(8)入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札書を持参する場合は持参するまで、郵送する場合は入札書が(3)のアの(イ)の提出先に到達するまでは、入札を辞退することができる。

この場合、具体的な理由を付した入札辞退届を(3)のアの(イ)の提出先に直接持参して申し出なければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、指名停止措置を行うことがある。

(9) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(10)契約書作成の要否

要する。

5.6 入札等スケジュール

手続等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
配布資料の配布期間	平成29年1月20日(金)から平成29年2月6日(月)ま	5. 1節のとおり
	で(日曜日及び土曜日を除く)の午前9時から午後5	
	時まで(正午から午後1時までを除く。)	

手続等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
設計図書の閲覧期間	平成29年1月20日(金)から平成29年3月2日(木)ま	5.1節のとおり
	で(日曜日、土曜日及び祝日を除く)の午前9時から	
	午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)	
確認申請書等の受付	平成29年2月3日(金)及び平成29年2月6日(月)の	5.2節のとおり
	午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを	
	除く。)	
入札参加資格確認通知	平成29年2月10日(金)から平成29年2月17日(金)まで	5.2節のとおり
欠格理由の説明の申込	入札参加資格確認通知受理日から平成29年2月20	5.3節のとおり
	 日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く)の午前9時か	
	ら午後4時まで(正午から午後1時を除く。)	
欠格理由の回答	平成29年2月22日(水)まで	5.3節のとおり
質問の受付	配布資料に関する質問:	5.4節のとおり
	平成29年1月20日(金)から平成29年1月27日(金)	
	まで(日曜日及び土曜日を除く)の午前9時から午	
	後4時まで(正午から午後1時を除く。)	
	設計図書に関する質問:	
	平成29年1月20日(金)から平成29年2月21日(火)ま	
	で(日曜日及び土曜日を除く)の午前9時から午後	
	4時まで(正午から午後1時までを除く。)	
回答	配布資料に関する回答期限:	5.4節のとおり
	平成29年1月31日(火)	
	設計図書に関する回答期限:	
	平成29年2月23日(金)	
入札日時	平成29年3月3日(金)午後1時30分	5.5節のとおり

5.7 入札保証金

免除する。

5.8 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。 京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第13条第5項の規定による誓約書を 発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合も、同様とする。

5.9 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の 価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、本件入札に係る落札者の決定は、平成29年度予算の京都府議会の議決を条件と し、平成29年4月1日付けで行うこととする。

6委託の実施に関する事項

6.1 総括責任者等の選任

本委託の実施に当たり、受託者は、総括責任者、副総括責任者及び主任を選任し、書面により委託者へ通知すること。

6.2 業務の再委託等

本委託の実施に当たり、受託者は、本委託の全部又はその主たる部分を、第三者に再委託してはならない。

受託者は、事前に委託者の書面による承諾を得て、一部を再委託させることができる。

6.3 委託の継続が困難となった場合の措置

(1) 受託者の債務不履行の場合

ア 受託者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合等委託者が 契約を解除することができる事象が生じたときは、契約に基づき、委託者は契約を解除す ることができる。

イ 受託者(共同企業体にあってはその構成員を含む)が倒産又は財務状況が著しく悪化し、 その結果、契約に基づく委託の継続が困難と合理的に考えられる場合、委託者は契約を解 除することができる。 ウ 上記(ア)又は(イ)において、委託者が契約を解除した場合、受託者は、違約金を委 託者に支払い、また、これにより生じた損害を委託者に賠償しなければならない。

(2) 委託者の債務不履行の場合

ア 委託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、受託者は契約の解除を申し入れることができる。

イ 上記(ア)において、受託者が契約を解除した場合、委託者は、これにより生じた損害 を受託者に賠償しなければならない。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により委託の継続が困難となった場合

不可抗力その他委託者及び受託者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により委託の継続が困難となった場合、委託者及び受託者双方は、委託継続の可否について協議する。

(4) その他

上記の解除事由、損害賠償金額等の詳細等は、契約で規定する。

6.4 契約に基づく委託の実施状況の監視

本委託の実施に際しては、委託者は、契約に基づき、受託者により提供されるサービスの 履行確認等のため、本委託の実施状況の監視(モニタリング)を行う。

また、受託者は、自ら作成した自己監査(セルフモニタリング)に基づき、日報、月報及び年報等の報告書を作成すること。

6.5 危機管理対応

受託者は、危機管理事象が発生した場合、委託者が定めた「流域下水道危機管理要領」に そって対応する。このうち危機管理レベルの高いとき、受託者は委託者の指揮監督を受ける。

6.6 支払手続

委託料の内訳については、設計額比率で按分し、決定する。支払いに当たっての手続きは 以下のとおりとする。

- (1)受託者は、月間の業務完了報告書を作成し、遅滞なく委託者に提出すること。
- (2) 委託者は、月間の業務完了報告書受領後10日以内に検査を行う。
- (3) 受託者は、委託者の検査後、委託者に請求書を提出する。

(4)委託者は受託者からの請求書を受領後、30日以内に委託料を支払う。

7 契約に関する事項

7.1 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

7.2 契約書の作成

落札者は、落札決定後、平成29年4月1日に契約書を作成すること。

8 その他

- (1)入札者は、この入札説明書のほか公告文、共通仕様書、設計図書及び契約書(案)を 熟読し、京都府工事等入札心得を遵守すること。
- (2)確認申請書等に虚偽の記載をした場合は、委託者の指名停止措置を行うことがある。
- (3)無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (4) この入札に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- (5) 落札者は、確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (6) 共同企業体の名称は、「○○・△△・□□共同企業体」とすること。
- (7) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (8) 発注担当職員に対する非公開情報の不正な聞き出し等については、公表し当事者に指名停止措置を行う。